

氏名（本籍）	宮田 千佳子（愛知県）
学位の種類	博士（社会福祉学）
学位番号	甲第99号
学位授与の日付	2026年3月20日
学位授与の要件	学位規則第5条第1項の規定該当
学位論文題目	民事司法における司法福祉の展開 －法律事務所における支援実践の分析－
研究審査委員	主 査 湯原 悦子 日本福祉大学 教授 副 査 斉藤 雅茂 日本福祉大学 教授 " 山田 壮志郎 日本福祉大学 教授 学外審査委員 藤原 正範 元鈴鹿医療科学大学 教授

論文内容の要旨

本論文は序章、終章を含め7つの章で構成されている（本文157頁、資料13頁、引用文献170点）。

序章（本研究の背景と目的）

2000年以降、司法と福祉の連携は主に刑事司法で進展してきたが、民事司法における具体的な連携方法や効果に関する研究は乏しい。本研究は、法律問題に伴う福祉的支援ニーズに着目し、民事司法の中心である法律事務所における福祉的支援の必要性と司法福祉実践の可能性を明らかにすることを目的とする。研究課題は、①民事司法における福祉的支援の必要性の理論的検討②法律事務所での福祉的支援の実態把握③法律相談に内在する福祉的支援ニーズの分析④司法福祉実践の可能性と実践モデルの提示 の4点である。

第1章 司法福祉研究における民事司法の位置づけと本研究の視点

心身の障害や生活課題に起因する法律問題の解決には、法的な規範的解決だけでなく、背景にある生活課題の緩和を含む実体的解決が必要であり、司法と福祉が一体的に支援する司法福祉の実践が求められる。司法福祉の対象は本来民事領域も含む広い範囲であり、海外でも同様である。しかし日本では家事領域を除く民事司法に関する研究が不足し、実践領域としても十分に位置づけられていない。本研究は、法律事務所での福祉的支援を行う筆者の実践を基に、民事司法における司法福祉の必要性と具体的モデルを提示することを目的とする。

第2章 法律事務所における福祉的支援の実態と司法と福祉の連携のあり方

愛知県内196事務所を対象にアンケートを実施した結果、回答115事務所のうち59事務所では社会福祉業務が行われていた。対応形態は、①弁護士が中心で事務員が補助する「弁護士主導型」②福祉知識を持つ事務員（福祉職）と弁護士が協働する「協働型」③社会福祉士が中心となる「社会福祉士主導型」の3つに分類された。さらに事務員・社会福祉士へのインタビューから、形態ごとに特徴や課題が異なること、特に「協働型」では法的支援と福祉的支援の一体性が高まり、相談者の実体的解決に寄与する可能性が示された。

第3章 法律相談から見いだせる福祉的支援ニーズ

筆者が勤務するX法律事務所の相談398件を分析したところ、97件(24.4%)で福祉的支援が行われ、個人相談の約4割に福祉的課題が含まれていた。福祉的支援を要する相談には、①相談者の能力の課題 ②生活環境に起因する課題 ③福祉制度の限界という3つの主要課題が内在していた。さらに、「後見制度の利用」「福祉機関の関与」「家族の支援状況」「本人の問題意識」の4項目が支援要否の重要指標であり、これに基づき、①後出型 ②顕著型 ③潜在型 ④専門知見協働型の4類型に整理できることが明らかになった。

第4章 法律事務所における司法福祉実践の試行的展開

法律相談には、相談者が問題解決に必要な判断能力を欠くなど、福祉的支援を要するケースが一定数存在する。そこで、相談初期に支援の要否や方向性を把握するため、「福祉的支援の必要性を判断するフローチャート」を作成した。さらにX法律事務所における司法と福祉の協働支援について類型別の行動仮説を設定し、実際の相談4例に適用して分析した。

分析の結果、類型ごとに重視すべき支援のポイントが異なることが明らかになった。後出型では生活状況や感情面への配慮を通じて法的支援の受容を促すこと、顕著型では生命・生活の安全確保のため福祉関係者との連携が不可欠であること、潜在型では微細な違和感を確実にアセスメントにつなげることで、専門知見協働型では福祉職が弁護士の理解を支える役割を担うことが示された。また、複数類型に共通する支援要素として、課題の階層化・優先順位づけ、信頼関係の構築、安心感の醸成が確認された。

第5章 試論—民事司法における司法福祉の展開に向けて—

法律事務所における司法福祉実践は、①従来の課題中心の法律相談を問題解決アプローチへ発展させること、②従来対応が不十分だった潜在型・専門知見協働型の相談に対し、福祉職との協働を可能にする点に意義がある。司法福祉を成立させるには、弁護士の法的支援と福祉職の相談・生活支援を一体的に展開し、三者間の相互作用を生み出すことが重要である。

実践では、弁護士には違和感を福祉支援につなげる力が、福祉職にはアセスメント能力に加え、民事司法への理解が求められる。福祉職は協働を通じて相談者の主体性回復を促し、家族等の環境を「資源」だけでなく「支援対象」として捉え直す視点を提示できる。司法と福祉の狭間では倫理的葛藤が生じやすいが、対話と相互調整を通じて妥協点や新たな解決策を見いだす過程こそが、司法福祉実践の本質的意義といえる。

終章 本研究の結論、意義と限界

本研究の意義は4点ある。①民事司法が司法福祉の重要な実践領域であることを理論的に確認し、その特有の意義を明らかにした ②法律事務所での司法福祉実践では支援間や相談者・実践者間の相互作用が重要であり、民事司法の知識を前提に、法律相談で感じ取る微細な違和感を確実にアセスメントに繋げる実践能力が求められることを明らかにした ③福祉職の専門性が司法福祉実践を問題解決アプローチからエンパワメント・アプローチへと発展させる点を示した ④法律事務所における司法福祉実践マニュアルを提示し、民事司法における司法福祉の実践を体系化した。

本研究の限界は、①実践モデルの検証が不十分 ②司法福祉実践能力や人材育成に関する理論

的・政策的議論の不足 ③研究デザイン上の制約（選択バイアス）である。

今後の研究課題は、フローチャートやマニュアルを実際の法律相談で運用し、その有効性を実証的に検証することである。こうした検証と改善の積み重ねは、司法福祉実践の定着と普及に向けた重要な一歩となる。また、本実践の意義を法曹界へ広く共有し、実践ツールを法律事務所へ普及させることが求められる。そのためには、弁護士向け研修プログラムの開発や事例共有など、情報共有を促す取り組みが必要であり、これらを通じて担い手の養成と職域確立に向けた政策的研究を進めることが重要である。

論文審査結果の要旨

1. 審査経過

2026年1月15日の大学院福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において宮田千佳子氏の審査請求論文が受理され、湯原悦子、斉藤雅茂、山田壮志郎の3名による審査委員会が設置された。また、学外審査員には藤原正範氏（元鈴鹿医療科学大学 教授）を選任することが決まった。学内審査委員は、それぞれに提出論文を精査したうえで2026年2月5日18:00より審査委員会を行い、本論文の概括的評価と論点について意見交換した。引き続き宮田千佳子氏への最終試験（口頭試問及び英語力審査）を実施した。

終了後、最終試験の結果について審議するとともに、学外審査委員からの審査報告書（2026年1月29日付）を総合して協議のうえ、本論文は博士学位（社会福祉学）授与にふさわしいとの結論に達した。

2. 論文の評価

宮田氏の論文は、これまで研究の蓄積が乏しかった民事司法における司法福祉の領域に焦点を当て、法律事務所における福祉的支援の必要性とその具体的な実践モデルを提示することを目的とした意欲的な論文である。司法と福祉の連携は主に刑事司法で発展してきたが、民事司法においては必要性が指摘されながらも、具体的な支援のあり方や効果に関する研究はほとんど存在しなかった。本研究はその点に注目し、法律問題のなかでも民事的な案件から浮かび上がる生活課題や、相談者の能力に着目し、法的支援と福祉的支援を一体的に展開する司法福祉実践の可能性を探求している。法律事務所を基盤とした実証的研究を通じて、福祉的支援の必要性を導き出すとともに、その具体的な内容を明らかにしており、法律事務所における司法福祉実践の具体像を初めて体系的に示している。全体として独創性が高く、今後の民事司法領域における福祉的支援の発展に寄与する重要な知見を導き出した点は高く評価できる。

審査委員からは、テーマの独創性や新規性に加え、今後も関連する研究課題を提示し得る点に注目し、発展可能性についても高く評価された。文献レビューが丁寧に行われていること、さらに複数の研究手法を組み合わせ分析している点も学術的価値を高めており、博士学位取得論文として十分な内容であるとの見解で一致した。

学外審査委員からは、司法福祉の概念整理から国内外の研究動向の把握に至るまで先行研究の整理が的確であり、問題設定の妥当性と学術的視野の広さが確認できるという指摘がなされた。また、法律事務所を対象としたアンケート調査やインタビュー調査、相談データの量的分析、さらに実践事例の検討という複数の方法を組み合わせ、民事司法における福祉的支援の実態と課題を多角的に捉え

た点は、先行研究の乏しい領域における独創的な成果であるとの見解が示された。特に法律事務所における支援形態を三類型に整理した点や、相談データから福祉的支援ニーズを四類型に分類した点は実務的にも理論的にも価値が高いこと、宮田氏が作成したフローチャートや実践マニュアルは、弁護士と福祉職の協働を促進するツールとして有効であり、両専門職の相互理解を深める実践的成果となるという見解が示された。研究対象が福祉的支援に積極的な法律事務所に限定されていること、相談データが筆者所属事務所に偏っていること、事例の多くが家事事件であることなど、研究デザイン上の制約はあるが、それをふまえたうえでも本論文は独創性・実証性・実践的意義のいずれにおいても博士論文として十分な水準に達しており、「博士の学位に相応しい」との評価がなされた。

3. 最終試験（学力の確認）の結果

2026年2月5日、名古屋キャンパスにて宮田千佳子氏の最終試験（口頭試問および英語力審査）を実施した。冒頭に宮田氏が事前に用意した説明用資料を配布し、第一次提出および公開発表会後に指摘を受けて修正した箇所について説明した。その後、要旨を用いて本研究の注目点と意義についての説明がなされた。

続いて、審査委員による試問を実施した。はじめに今後の研究構想や研究成果の発表の場について質問がなされた。宮田氏は、本論文で示した相談類型ごとの特徴と実践力の関連性をさらに探究したい、また作成したツールを複数の法律事務所で実証していきたいという意向を述べた。そのためにも、弁護士が日常的に目にする業界誌への研究報告を検討していると回答した。次に、民事領域ならではの特征として挙げられた家族や周囲への支援について、社会的に孤立し、そもそも法律相談のステージに乗りにくい人々をどのように支援につなげるのかという点が問われた。宮田氏は、地域の福祉関係者と弁護士が連携してニーズを発掘するアウトリーチは重要な研究領域であり、今後は法テラスで行われている相談機能についても検討していきたいと述べた。また、身寄りのない人の支援が課題となっている病院における医療ソーシャルワークとの連携の可能性についても言及した。以上をふまえて、司法福祉実践を広げていくためには、関心を持つ弁護士や福祉職に働きかけ、市民が手厚い支援を受けられる場を選択できる環境整備が重要であるとの見解を示した。審査員からは今後の展望の一つとして、支援記録をデータベース化し、ディープラーニング等を用いた予測システムの開発を検討することも有益ではないかとの助言がなされた。

最後に、学力の確認として英語力の審査を行った。Journal of Forensic Social Workに掲載された司法福祉の倫理的ジレンマに関する論文の一部を配布し、指示した箇所について英文の読み上げとその日本語訳を求めたところ、適切に応答がなされた。

4. 結論

本審査委員会は、学位申請者 宮田千佳子氏は日本福祉大学学位規則第12条により博士学位（社会福祉学）を受けるにふさわしい者と判断し、合格と判定する。

以上